

お知らせ



3月議会カフェ(議会報告会)を中止します

市議会では、年4回の定例会終了後、議会カフェを開催してきましたが、新型コロナウイルス感染症予防として、4月末に開催を予定していた議会カフェを中止します。

次回の開催については、広報「さんようおのだ」または市ホームページでお知らせします。

●問い合わせ先

議会事務局 (☎ 82-1182)

歴史民俗資料館展示「10分でわかる山陽小野田市の歴史」

通常の常設展示をコンパクトにまとめ、本市の歴史をどなたでも分かりやすく紹介しています。この機会に、本市の歴史を学んでみませんか。

●とき

5月12日(火)～6月14日(日)
9:00～17:00

※休館日は月曜日です。

●入場料 無料

●ところ・問い合わせ先

歴史民俗資料館 (☎ 83-5600)

軽自動車税の減免

身体障がい、精神障がいのある人または、その人と生計をともにする人が所有する軽自動車等で、主に障がいがある人のために使用し、一定の条件に該当する場合、1人1台に限り、軽自動車税が減免されます。

●対象

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、戦傷病者手帳を持っている人で、要件を満たす人

※普通自動車税の減免を受けている人は対象外です。

●申請場所

税務課、山陽総合事務所、埴生支所

●申請期限 6月1日(月)

●必要なもの

身体障害者手帳等、自動車検査証、運転免許証、印判、マイナンバーカードまたは通知カード

●問い合わせ先

税務課 (☎ 82-1125)

6月実施分からの法律相談(無料)は事前申込

毎月実施している市民を対象とした司法書士および弁護士による法律相談(無料)は、6月実施分から事前申込が必要となります。4月および5月実施分は、当日受付・抽選を行います。

相談日は、広報「さんようおのだ」の1日号「各種相談」または市ホームページでお知らせします。

■司法書士による法律相談

- 相談日 毎月第2月曜日
9:00～11:00(1組20分)
- 定員 12人(先着順)

■弁護士による法律相談

- 相談日 毎月第4月曜日
13:00～16:30(1組20分)
- 定員 10人(先着順)

※各相談が定員に達した場合、次回以降の申込みをお願いします。

●申込開始日

相談日の10日前の8:30～

●相談回数

各法律相談ごとに1人年1回
※相談を担当する司法書士および弁護士の受け持ち事案等と同じ事案の場合は、相談をお断りする場合があります。

●申込方法 電話または窓口

- ところ・問い合わせ・申込先
生活安全課 (☎ 82-1133)

FM サンサンきららで市の情報を放送しています

パソコンやスマートフォンなど、インターネットでも気軽に聴くことができます。

<http://www.33kirara.jp>

■シティインフォメーション

○放送日時

日曜日	12:30～12:40
月曜日	8:00～8:10
火曜日	12:30～12:40
水曜日	17:30～17:40
木曜日	18:00～18:10
金曜日	7:30～7:40
土曜日	8:00～8:10

※放送時間は、多少前後することがあります。

■ピックアップ!さんようおのだ市の担当職員とパーソナリティとの掛け合いをお届けします。

○放送日時

毎週木曜日 12:30～13:00

※アプリで視聴する場合は「FM++(エフエムプラプラ)」をダウンロードしてください。

●問い合わせ先

シティセールス課

(☎ 82-1148)

全国健康保険協会特定健診

全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入する40歳から74歳までの被扶養者は、特定健診を受診できます。対象者には、協会けんぽから受診券が4月中旬に郵送されます。健診実施機関への予約をして、受診券と健康保険証を持参して受診してください。

健診実施機関や集団健診の日程については、協会けんぽ山口支部にお問い合わせいただくか、協会ホームページをご覧ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/yamaguchi/>

●問い合わせ先

全国健康保険協会山口支部保健グループ (☎ 083-974-1501)